

証券コード 260A  
2025年3月11日  
(電子提供措置の開始日 2025年3月4日)

株主各位

東京都港区六本木七丁目15番7号  
株式会社オルツ  
代表取締役社長 米 倉 千 貴

### 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://alt.ai/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード(260A)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月25日（火曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

- 1 日時 2025年3月26日（水曜日）10時00分（受付開始 午前 9時00分）  
2 場所 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー9F ベルサール六本木  
グランドコンファレンスセンター Room H  
3 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第11期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第11期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案：定款一部変更の件

第2号議案：資本金の額の減少及び剰余金処分の件

第3号議案：取締役3名選任の件

第4号議案：取締役の報酬額改定の件

第5号議案：監査役の報酬額改定の件

以上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権として取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# インターネット等による 議決権行使について

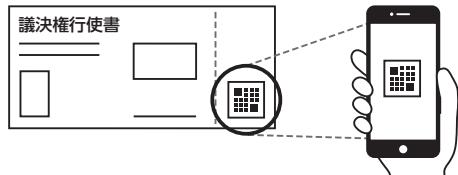
行使期限

2025年3月25日  
午後6時入力分まで

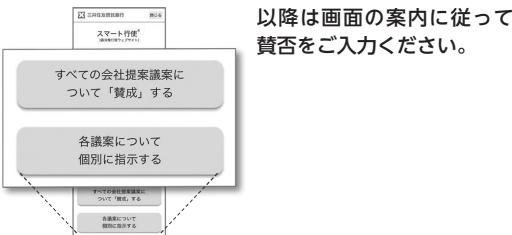
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



! 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

\*QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

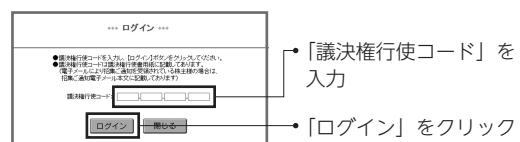
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

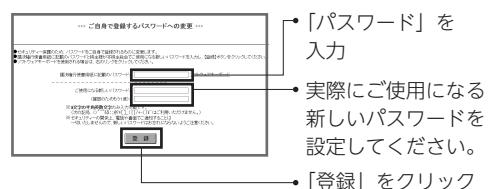
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル **0120-652-031** 受付時間：9:00～21:00

## 株主総会参考書類

### 第1号議案：定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### ①定款第2条の変更

当社の今後の事業活動の領域を拡大するため、現行定款第2条の事業目的に新事業を追加するものであります。

##### ②定款第12条第2項の新設

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項の規定（バーチャルオンライン株主総会の開催を可能とする規定）を追加するものです。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、下記のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	定款変更案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）

現行定款	定款変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット関連サービスの企画・開発・運営</li> <li>2. 人工知能及び人工知能関連技術の研究・開発及びこれに関するサービスの企画・開発・運営</li> </ol> <p>    «新設»</p> <p>    3. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット関連サービスの企画・開発・運営</li> <li>2. 人工知能及び人工知能関連技術の研究・開発及びこれに関するサービスの企画・開発・運営</li> <li>3. <u>投資業</u></li> <li>4. <u>投資事業組合財産の運用・管理</u></li> <li>5. <u>データセンターの企画・設置・運営</u></li> <li>6. <u>発電、電気の供給及び電池に関する事業</u></li> <li>7. <u>不動産の売買・賃貸・管理</u></li> <li>8. <u>電子機器及び電子装置の設計・開発・製造・販売</u></li> <li>9. <u>各種ロボットの設計・開発・製造・販売</u></li> <li>10. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>
第3条～第11条（条文省略）	第3条～第11条（現行どおり）
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>    «新設»</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2. <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。</u></p>

現行定款	定款変更案
第13条～第47条（条文省略）	第13条～第47条（現行どおり）
«新設»	<p>(附則)  <u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u>  <u>定款第12条第2項の新設は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生じるものとする。</u>なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>

## 第2号議案：減少資本金の額の減少および剰余金の処分の件

### 1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分を行う理由

事業年度末に生じている繰越欠損を減少させるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条の規定に基づき、資本金の額を減少させるとともに、会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力が生じることを条件として、増加後のその他資本剰余金をその他利益剰余金（繰越欠損金）に振り替えるものであります。

### 2. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の内容

#### (1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の内容

①資本金の額を2,278,340,000円減少し20,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振替える。

②効力発生日 2025年3月27日（予定）

## 第3号議案：取締役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よねくら かずたか 米 倉 千 貴 (1977年6月3日生)	<p>2000年 4月 株式会社メディアドゥ入社</p> <p>2001年 4月 株式会社メディアドゥ 取締役 就任</p> <p>2004年 2月 株式会社メディアドゥ 取締役 退任</p> <p>2004年 4月 有限会社STARBUG 設立、代表取締役 就任 (2018年1月株式会社未来少年へ吸収合併し消滅)</p> <p>2008年10月 株式会社未来少年設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2014年11月 当社設立 代表取締役社長 就任（現任）</p> <p>2017年 3月 ALT VIETNAM COMPANY LIMITED 代表取締役 就任</p> <p>2019年 7月 株式会社オルツテクノロジーズ 代表取締役 就任</p> <p>2020年 9月 ALT VIETNAM COMPANY LIMITED 代表取締役 退任（閉鎖に伴う退任）</p> <p>2020年10月 株式会社オルツテクノロジーズ 取締役 退任</p> <p>2024年12月 株式会社オルツREキャピタル 取締役 就任（現任）</p>	60,000
2	ひおき ゆうすけ 日 置 友 輔 (1990年11月19日生)	<p>2016年 4月 モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社 入社</p> <p>2019年 4月 モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社 退社</p> <p>2019年 5月 ジェノプランジャパン株式会社 入社</p> <p>2021年 9月 ジェノプランジャパン株式会社 退社</p> <p>2021年10月 当社 入社 CFO 就任</p> <p>2022年 2月 当社 取締役CFO 就任（現任）</p> <p>2024年12月 株式会社オルツREキャピタル 取締役 就任（現任）</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	藤田 豪 (ふじた ごう) (1974年12月26日生)	1997年4月 日本合同ファイナンス株式会社（現 ジャフコグループ株式会社）入社 2013年4月 株式会社ジャフコ（現 ジャフコグループ株式会社）中部支社長 就任 2016年2月 当社 取締役 就任 2018年3月 株式会社ジャフコ（現 ジャフコグループ株式会社）中部支社長 退任 2018年4月 名古屋大学 客員准教授 就任（現任） 2018年9月 当社 取締役 退任 2018年9月 株式会社ジャフコ（現 ジャフコグループ株式会社）退社 2018年10月 株式会社MTG Ventures 代表取締役 就任（現任） 2018年11月 株式会社オプティマインド 監査役 就任（現任） 2019年5月 当社 取締役 就任（現任） 2019年5月 中部ニュービジネス協議会 理事 就任 2019年6月 株式会社PsychicLab（現 株式会社STYLY）取締役 就任 2019年11月 株式会社キッチハイク 取締役 就任（現任） 2019年12月 H2L株式会社 取締役 就任（現任） 2020年3月 株式会社EVERING 取締役 就任 2020年3月 株式会社スタメン 取締役 就任 2020年6月 セレンディップ・ホールディングス株式会社 取締役 就任 2020年7月 中部ニュービジネス協議会 副会長 就任（現任） 2022年3月 株式会社スタメン 取締役 退任 2022年4月 秋田大学 産学連携推進機構 客員教授 就任（現任） 2023年12月 株式会社EVERING 取締役 退任 2024年3月 株式会社PsychicVR Lab（現 株式会社STYLY）取締役 退任 2024年6月 セレンディップ・ホールディングス株式会社 取締役 退任 セレンディップ・ホールディングス株式会社 相談役 就任（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。  
2. 藤田豪氏は社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、藤田豪氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
4. 当社と藤田豪氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。藤田豪氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。  
5. 藤田豪氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年10ヶ月となります。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。

## 第4号議案：取締役の報酬額改定の件

### 1. 取締役の報酬額の改定の理由

当社の取締役の報酬額は、2022年3月30日開催の定時株主総会において、取締役の役員報酬の限度額を年額80,000千円以内とすることについて決議しております。この度、東京証券取引所グロース市場への上場により経営環境が変化し、取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮して取締役の報酬額の改定を行うものです。なお、本改定は、報酬水準を競合他社に対して競争力のあるレベルまで引き上げることを目的としており、相当であると考えております。

### 2. 改定後の報酬の内容

当社の取締役報酬等の額を年額100,000千円以内（取締役3名うち社外取締役1名分は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と改定するものです。

加えて、取締役（社外取締役含む）に対し、金銭報酬枠と別枠でストックオプション（新株予約権）を非金銭報酬の一つとして支給することと致します。

## 第5号議案：監査役の報酬額改定の件

### 1. 監査役の報酬額の改定の理由

当社の監査役（3名）の報酬額は、2021年3月30日開催の定時株主総会において、監査役の役員報酬の限度額を年額24,000千円以内とすることについて決議しております。この度、東京証券取引所グロース市場への上場により経営環境が変化し、監査役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮して上記の監査役の報酬額の改定を行うものです。なお、本改定は、報酬水準を競合他社に対して競争力のあるレベルまで引き上げることを目的としており、相当であると考えております。

### 2. 改定後の報酬の内容

監査役の役員報酬等の額を年額37,000千円以内と改定するものです。

以上

# 事業報告

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念、国際情勢に伴う資源価格の高騰、円安の進行など先行き不透明な状況が続きました。

当社グループは「デジタルクローンP.A.I.(=私たち自身の意思をデジタル化し、それをクラウド上に配置してあらゆるデジタル作業をそのクローンにさせることを目的としたAI)」の実現のため、AI研究開発を通じた成果によるサービスをクライアントに提供しておりますが、リモートワークの定着や人手不足を背景に、AIがビジネスで求められるシーンは引き続き拡大しております。

このような事業環境の中、AX Products&Trading事業では、プロモーション活動を引き続き実施し、特に主要プロダクトであるCommunication Intelligence 「AI GIJIROKU」により、toB向けの販売を前事業年度に継続して伸ばすと共に、「AIエージェント市場」の急速な盛り上がりによる「AI GIJIROKU」と2023年リリースのエージェントAI生成プラットフォーム「altBRAIN」のセット導入がより強い引き合いをみせており、「AI GIJIROKU」がもつ独自のデータレイクソリューションと、それらデータを活かしたエージェント生成による「AIクローンの実働」が浸透する兆しが見えてきております。更に、ダイレクトセールスチームの立上げが順調に進んだ事で、顧客層の変化が売上単価の押し上げに繋がり、今後の売上増加に期待ができる状況です。

AX Research&Solutions事業では、AI クローン開発案件やクローン化技術を活かした企業の課題解決案件が好調です。様々なクライアントからビジネスシーンでのAIの活用についてご相談をいただき、前事業年度より受注を伸ばすことができました。

また、2024年12月にAX Research&Solutions事業の開発内製化の強化を目的として、システム受託開発及びDXコンサルティング事業を手がける株式会社わさびと株式会社Green&Digital Partnersの株式を取得いたしました。

さらに、当社が開発・提供するクローンマッチング技術を活かした「CloneM&A」や「CloneHR」に続くサービスの一環として、新たに不動産マッチング事業「Clone RE Matching (クローン・アールイー・マッチング)」の開始と、本事業を行うための子会社

「株式会社 オルツREキャピタル」を設立いたしました。「CloneM&A」においては、M&A仲介におけるクローンマッチングで2024年11月に初成約、通年で合計3件の成約がありました。本サービスでは売手と買手のクローンによる仮想対談マッチングにより、M&A業界平均を大きく上回る成果を記録しております。また、大手M&A仲介企業ともシステムのPoC開発を開始し、中小企業のM&Aにおいて、世界初となるクローンマッチング技術の実用化に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,057,288千円、営業損失2,324,616千円、経常損失2,413,437千円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,694,114千円となりました。なお、当連結会計年度は連結初年度にあたるため、前年度との比較は行っておりません。当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、売上区分別の売上実績については、AX Products&Trading事業は5,331,550千円、AX Research&Solutions事業は725,737千円となっております。

(注)当連結会計年度より、AI Products事業の名称をAX Products&Trading事業に、AI Solutions事業の名称をAX Research&Solutions事業に、それぞれ変更しております。各事業内容についての変更はありません。AX (AIトランスフォーメーション) とは、企業がAIを活用して業務プロセスやビジネスモデルを革新し、効率化と生産性向上を行うことで競争力を高める取り組みのことです。

#### (2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、銀行借入により1,300,000千円の資金調達を実施しました。また、2024年10月11日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額4,396,680千円の資金調達を行いました。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当する事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当する事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は、2024年12月25日に株式会社わさび及び株式会社Green&DigitalPartners株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
- (8) 対処すべき課題  
今後当社が更なる成長を遂げていくために、特に下記5点を重要課題として取り組んでおります。
- 1 競合優位性のあるAIプロダクトの開発・拡販による顧客基盤の拡大  
当社は創業より一貫してP.A.I.の要素技術に関する研究開発を進めつつ、AIの活用を検討する企業様とのPoCやシステム開発の支援を提供してきました。一方で、2020年1月にはCommunication Intelligence「AIGIJIROKU」をBtoB・BtoCの双方向けに提供を開始し、収益化及び認知拡大を図ってまいりました。また、AI関連技術の発展は目覚ましく、「AIGIJIROKU」の基となる音声認識技術に関しても、それを利用した他社サービス・プロダクト等は、今後も多数登場すると考えられます。  
そのような環境の中、当社は競合優位性の高いAIプロダクトの開発・拡販を一層推進し、顧客基盤を拡大することで、今後も成長を続けると考えられるAIビジネス市場の中で更なる事業成長を実現してまいります。
  - 2 AX Products&Trading事業による収益の安定化  
当社の事業が属するAIビジネスの市場は成長を続けておりますが、AX Research&Solutions事業に分類されるPoCや技術導入・システム開発の需要は景況感や各企業のビジネス環境の変化等に影響を受ける可能性があります。また、AX Research&Solutions事業はフロー型のビジネスであることから、特定時期において売上及び利益の変動が発生する場合があります。これに対し、当社はストック型のビジネスであるAX Products&Trading事業を拡大するとともに、サービス継続率の向上等に取り組むことによって、収益の安定化に努めてまいります。

### 3 組織体制の整備

当社の継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築を行ってまいります。

### 4 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、当社としては、管理部門の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、経営の公正性・透明性を確保し、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

### 5 財務基盤の強化

当社は、継続的にサービスを提供していくとともに、既存サービスの機能改善や新規サービスの開発に取り組むために、手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や一定の内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

#### (9) 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第8期	2022年度 第9期	2023年度 第10期	2024年度 (当連結会計年度) 第11期
売上高	— 千円	— 千円	— 千円	6,057,288 千円
経常損失	— 千円	— 千円	— 千円	△2,413,437 千円
親会社株主に帰属する当期純損失	— 千円	— 千円	— 千円	△2,694,114 千円
1株当たり当期純損失	— 円	— 円	— 円	△112.60 円
総資産	— 千円	— 千円	— 千円	6,765,549 千円
純資産	— 千円	— 千円	— 千円	4,006,280 千円

- (注) 1. 第11期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の各数値は記載しておりません。  
2. 当社は2024年7月31日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)オルツREキャピタル	10,000千円	100%	AIを活用した不動産マッチングシステムの開発及び中古住宅の買取再販事業
(株)わさび	100千円	100%	システム開発事業
(株)Green&Digital Partners	5,000千円	100%	システム開発事業

(11) 主要な事業内容

人工知能及び人工知能関連技術の研究・開発及びこれに関するサービスの企画・開発・運営に関する事業であり、単一セグメントです。

事業	事業内容
AX Products&Trading事業	AI GIJIROKU、alt BRAIN
AX Research&Solutions事業	システムの受託開発、コエラボ、AIマッチング

(12) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	東京都港区

②子会社

(株)オルツREキャピタル	東京都港区
(株)わさび	東京都渋谷区
(株)Green&Digital Partners	東京都渋谷区

(13) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
75	—

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(14) 主要な借入先 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	500,000 千円
株式会社静岡銀行	500,000
JA三井リース株式会社	300,000

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 103,378,800 株

(2) 発行済株式総数 34,694,700 株

(3) 株主数 12,196 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
米 倉 千 貴	6,000,000 株	17.29 %
Vertex Growth Fund II Pte.Ltd.	2,707,200	7.80
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	2,443,300	7.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,057,600	5.93
SBI Ventures Two 株式会社	1,376,100	3.97
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	1,100,000	3.17
SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合	825,800	2.38
Dawn Capital1号投資事業有限責任組合	825,600	2.38
イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合	709,600	2.05
SMBC日興証券株式会社	667,200	1.92

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①2024年10月10日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数 750万株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,863,000千円増加しております。
- ②2024年11月13日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数 135万株、資本金及び資本準備金がそれぞれ335,340千円増加しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第3回の2 新株予約権	第3回の3 新株予約権	第6回 新株予約権
発行決議日	2015年3月31日	2021年3月30日	2021年10月19日	2022年2月15日	2024年4月12日
保有者の区分及び人数	当社 監査役1名	当社 監査役1名	当社 取締役1名	当社 取締役1名	当社 取締役1名
新株予約権の数	40個	50個	819個	801個	2,400個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 400,000株 (注) 5	普通株式 5,000株 (注) 5	普通株式 81,900株 (注) 5	普通株式 80,100株 (注) 5	普通株式 240,000株 (注) 5
新株予約権1個あたりの発行価額	1,000円	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり50,000円 (1株当たり5円)	新株予約権1個当たり45,500円 (1株当たり455円)	新株予約権1個当たり45,500円 (1株当たり455円)	新株予約権1個当たり45,500円 (1株当たり455円)	新株予約権1個当たり49,100円 (1株当たり491円)
新株予約権の主な行使の条件	(注) 1~2	(注) 1~4	(注) 1~4	(注) 1~4	(注) 1~4
権利行使期間	2015年4月3日から 2025年4月2日まで	2023年3月31日から 2031年3月30日まで	2023年10月20日から 2031年10月19日まで	2024年2月16日から 2032年2月15日まで	2026年4月13日から 2034年4月12日まで

- (注) 1. 新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できない。  
 2. 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。  
 3. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権発行要領」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。  
 4. 新株予約権者が、権利行使時において当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかであることを要する。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。  
 5. 2017年11月22日付及び2024年7月31日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「行使価額」は調整されております。

## (2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権の交付状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2024年3月28日
保有者の区分及び人数	当社 従業員16名
新株予約権の数	1,370個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 137,000 (注) 5
新株予約権1個あたりの発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり491,000円 (1株当たり491円)
新株予約権の主な行使の条件	(注) 1~4
権利行使期間	2026年3月29日から2034年3月28日まで

- (注) 1. 新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できない。  
 2. 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められない。  
 3. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権発行要領」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。  
 4. 新株予約権者が、権利行使時において当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかであることを要する。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。  
 5. 2017年11月22日付及び2024年7月31日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「行使価額」は調整されております。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
米 倉 千 貴	代表取締役社長	—
日 置 友 輔	取締役CFO	—
藤 田 豪	取締役	株式会社MTG Ventures 代表取締役
中 野 誠 二	監査役	—
福 島 泰 三	監査役	明星監査法人代表社員
藤 井 雅 樹	監査役	牛島総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役藤田豪氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役福島泰三、監査役藤井雅樹の両名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当社は、取締役藤田豪、監査役福島泰三及び藤井雅樹を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役福島泰三氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役藤井雅樹氏は、弁護士の資格を有しております、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏名	退任時の重要な兼職の状況	退任日
取締役	高 原 瑞 紀	ジャフコ グループ(株) パートナー	2024年6月5日
取締役	Tam Hock Chuan	Vertex Growth Management Pte Ltd Managing Director	2024年6月5日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追求に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全ての取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、役員の報酬等の決定方法については、株主総会の決議により役員報酬の限度額を決定し、その限度額の範囲内において、各役員の報酬額を決定いたします。

各取締役の報酬につきましては、それぞれの職務、実績、会社への貢献度及び当社業績等を総合的に勘案して代表取締役社長米倉千貴が報酬案を作成し、当該報酬案について取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬は、毎月定額で支給する基本報酬のみで構成されております。各監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年3月30日開催の定時株主総会において、取締役の役員報酬の限度額を年額80,000千円以内、2021年3月30日開催の定時株主総会において、監査役の役員報酬の限度額を年額24,000千円以内とすることについて決議しております。なお、決議時点の取締役は5名(うち社外取締役2名)、監査役は2名(うち社外監査役1名)であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

最近事業年度の各取締役の報酬については、上記①の方針に基づき、取締役会での審議を経て取締役会決議により決定しております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	50,280 (4,200)	50,280 (4,200)	— —	— —	3 (1)
監査役 (うち社外監査役)	20,280 (8,400)	20,280 (8,400)	— —	— —	3 (2)

(注) 取締役の員数については、無報酬の取締役2名を除いております。

#### (7) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役藤田豪の兼職先である株式会社MTG Venturesは、当社と取引関係はありません。

社外監査役福島泰三の兼職先である明星監査法人は、当社と取引関係はありません。

社外監査役藤井雅樹の兼職先である牛島総合法律事務所は、当社と取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	高 原 瑞 紀	2024年6月5日に退任するまでに開催の取締役会7回の全てに出席し、当社の経営課題等について独立した客観的見地から質問し、意見を述べております。
社外取締役	藤 田 豪	当事業年度開催の取締役会19回の内18回に出席し、当社の経営課題等について独立した客観的見地から質問し、意見を述べております。
社外取締役	TamHock Chuan	2024年6月5日に退任するまでに開催の取締役会7回の全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	福 島 泰 三	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、当社の経営課題等について、公認会計士の知見を活かした質問を独立した客観的見地から行い、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	藤 井 雅 樹	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、当社の経営課題等について、弁護士の知見を活かした質問を独立した客観的見地から行い、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人シドー

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要から報酬額が妥当であると判断したため、同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人シドーに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針について、2024年5月21日開催の取締役会にて内部統制システムに関する基本方針を決議し、その後一部を改定しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「コンプライアンス管理規程」を取締役等に周知徹底させる。
  - b 「コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題の管理や、取締役等に対してコンプライアンスに関する研修・意識共有等を行うことで、適法かつ公正な企業活動の推進を行う。また、重大な事項については、必要に応じて取締役会に報告を行う。
  - c 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「業務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
  - d 「コンプライアンス通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報共有がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法について「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報規程」によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。
  - e 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差し止めを請求する。
  - f 内部監査人は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
  - g 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たないことを方針とするとともに、不当な要求等を受けた場合は警察等と連係し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに、隨時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
  - b 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び役職員の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
  - c 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において中期経営計画を策定する。月次業績及び中期経営計画の進捗状況・推進

結果は、定期的に、取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a 取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料及び電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。
  - b 当社は「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する、個人情報及び特定個人情報については、法令、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護取扱規程」に基づき厳重に管理する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を設置し、当社の事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）について、網羅的・体系的な管理を実施する。また、重大な事項については、必要に応じて取締役会に報告を行う。
  - b リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会に対して報告を行う。
  - c 緊急事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に対応体制を取り、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - a 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。
  - b 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
  - c 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役に報告する。
- ⑥ 監査役の補助使用人の設置及び当該補助使用人に関する事項
  - 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、これを設する。なお、専任の使用者の設置が困難な場合は、兼任の使用者を設置する。
- ⑦ 監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項
  - a 当社の監査役の職務を補助する使用者は、監査役の指示に基づき、必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うことができる。
  - b 当社の監査役の職務を補助する専任の使用者は、他部門の業務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従う。監査役の職務を補助する兼任の使用者は、監査役の職務を補助する業務については、専ら監査役の指揮命令に従う。
  - c 当社の監査役の職務を補助する使用者の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意を得なければならない。

- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- a 当社の取締役等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行なうとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに適切な報告を行う。
  - b 当社の取締役等は、著しい損失や重大な法令・定款・社内規則/規程違反・不正行為の発生のおそれがあると認識した場合、当社の監査役に対して速やかに報告する。
  - c 前号の監査役への報告を行った取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑨ 監査役監査の実効性を確保するための体制
- a 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。
    - i 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
    - ii 当社の内部監査部門の活動概要
    - iii 当社の内部統制に関する活動概要
    - iv コンプライアンス通報窓口の運用・通報の状況
  - b 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
  - c 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
  - d 監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
  - e 監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。
- ⑩ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制子会社に対し、経営管理を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づく各種報告を求める。
  - b 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制子会社の取締役及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。また、当社の監査役及び内部監査人が、子会社に対する監査を行う。
  - c 子会社の損失の危険管理に関する規程その他の体制子会社に対し、経営管理を行うとともに、当社の「関係会社管理規程」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
  - d 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制子会社に対し、「関係会社管理規程」に基づき、適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社グループ全体としての職務執行の効率化を図る。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役会

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改廃等について付議され、決議しております。取締役会においては、会社の経営に関わる重要事項の執行、状況について報告が行われ、取締役会の決議、指示に適正に従っているかを確認するとともに、その報告を受けて目標達成を阻害する要因を排除・低減化する方策を決定し、各部門へ指示して、経営の効率化を図っております。

### ② リスクマネジメント・コンプライアンス体制

リスク管理委員会及びコンプライアンス推進委員会を3ヶ月に1回開催し、会社の全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定を行っております。また、リスク管理体制の整備状況については適宜、取締役会に報告しております。

### ③ 情報の保存及び管理

文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役会及び重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役及び監査役の求めに応じて隨時閲覧提供しております。

### ④ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

### ⑤ 監査役の職務の執行について

取締役会には監査役全員が、重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。また、監査役は代表取締役との定期的な意見交換も実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しておりますが、財務体質の改善に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益力強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後についても現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境

を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります  
が、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年2回の剰余金の配当を行うことを基本と  
しており、配当の決定機関は取締役会であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	6,181,774	流 動 負 債	1,443,314
現 金 及 び 預 金	4,617,501	短 期 借 入 金	249,608
売 掛 金	1,315,894	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,900
仕 掛 品	13,351	未 払 金	920,988
前 払 費 用	82,147	未 払 費 用	59,737
未 収 消 費 税 等	141,518	未 払 法 人 税 等	79,836
そ の 他	11,359	前 受 金	75,385
固 定 資 產	583,775	そ の 他	50,858
有 形 固 定 資 產	203	固 定 負 債	1,315,955
工 具、器 具 及 び 備 品	203	長 期 借 入 金	1,315,955
無 形 固 定 資 產	578,443	負 債 合 計	2,759,269
の れ ん	578,443	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 產	5,128	株 主 資 本	4,006,120
差 入 保 証 金	4,028	資 本 金	2,298,340
そ の 他	1,100	資 本 剰 余 金	6,229,844
		利 益 剰 余 金	△4,522,064
		新 株 予 約 権	160
		純 資 產 合 計	4,006,280
資 產 合 計	6,765,549	負 債 ・ 純 資 產 合 計	6,765,549

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			6,057,288
売 上 原 価			330,110
売 上 総 利 益			5,727,177
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,051,794
営 業 損 失			2,324,616
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		252	
商 品 処 分 益		1,471	
そ の 他		515	2,238
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		37,557	
上 場 関 連 費 用		48,388	
商 品 資 材 処 分 損		2,878	
遅 延 損 害 金		1,629	
そ の 他		605	91,059
経 常 損 失			2,413,437
特 別 損 失			
減 損 損 失		279,452	279,452
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			2,692,889
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,225	1,225
当 期 純 損 失			2,694,114
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			2,694,114

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	100,000	4,031,504	△1,827,949	2,303,554
当連結会計年度変動額				
新株の発行	2,198,340	2,198,340		4,396,680
親会社株主に 帰属する当期純損失			△2,694,114	△2,694,114
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	2,198,340	2,198,340	△2,694,114	1,702,565
当連結会計年度末残高	2,298,340	6,229,844	△4,522,064	4,006,120

(単位：千円)

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	160	2,303,714
当連結会計年度変動額		
新株の発行		4,396,680
親会社株主に 帰属する当期純損失		△2,694,114
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	—	—
当連結会計年度変動額合計	—	1,702,565
当連結会計年度末残高	160	4,006,280

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

①連結子会社の数 3社

##### ②主要な連結子会社の名称

(株)オルツREキャピタル、(株)わさび、(株)Green&Digital Partners

なお、(株)REキャピタルについては、新規設立に伴い、(株)わさび及び(株)Green&Digital Partnersについて  
は、株式の取得により連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

###### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

工具、器具及び備品 定率法

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

###### (3) のれんの償却方法及び償却期間

8年間の均等償却をおこなっております。

###### (4) 引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について  
は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては貸倒実績がなく、一般債権について貸倒引当金を計上しておりませ  
ん。

## (5) 収益及び費用の計上基準

### ①SaaS型ソフトウェア利用サービスの提供による収益

当社では、「AI GIJIROKU」等のツールの提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

### ②AIの活用に関するコンサルティング、PoCサービスの提供による収益

当社では、AIの活用に関するコンサルティング、PoCサービスの提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

### (1) のれん

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 578,443千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

企業結合により計上したのれんは、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。また、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

減損の兆候の判断には当社の取引役会等で承認された事業計画の達成状況等が用いられ、当該事業計画には売上高、営業損益等の見込みに関する仮定が含まれております。事業計画は、将来の経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

#### 固定資産

工具器具及び備品 122千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 34,694,700株

### 2. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計年 度末	
第1回 新株予約権	普通株式	1,600,000	—	—	1,600,000	160
第2回 新株予約権	普通株式	270,000	—	—	270,000	—
第3回 新株予約権	普通株式	127,000	—	11,000	116,000	—
第3回の2 新株予約権	普通株式	87,900	—	6,000	81,900	—
第3回の3 新株予約権	普通株式	80,100	—	—	80,100	—
第5回 新株予約権	普通株式	—	117,600	—	117,600	—
第5回の2 新株予約権	普通株式	—	70,500	—	70,500	—
合 計		2,165,000	188,100	17,000	2,336,100	160

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また資金調達については、主に自己資金で賄っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

借入金は運転資金の調達によるものであり、金利変動リスク及び資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について社内規程に従って取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1) を参照ください。）。また、「現金及び預金」「売掛金」「未収消費税等」「未払金」「未払費用」「短期借入金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	1,322,855	1,301,158	21,696
負債計	1,322,855	1,301,158	21,696

(注) 1. 市場価格のない株式等  
該当するものはありません。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,617,501	—	—	—
売掛金	1,315,894	—	—	—
未収消費税等	141,518	—	—	—
合計	6,074,913	—	—	—

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	6,900	145,900	973,700	168,955	27,400	0
合計	6,900	145,900	973,700	168,955	27,400	0

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当するものはありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,301,158	—	1,301,158
負債計	—	1,301,158	—	1,301,158

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

固定金利による借入であり、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基にした、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記  
3. 会計方針に関する事項」に記載のとおりであります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、人工知能（AI）事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)	
AX Products&Trading事業	5,331,550
AX Research&Solutions事業	725,737
顧客との契約から生じる収益	6,057,288
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,057,288

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上の「売掛金」になります。契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識するAX Products&Trading事業に係る契約について、契約締結日等における請求に基づき顧客から受領した対価のうち、既に収益として認識した額を上回る部分であります。サービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債（連結貸借対照表上の「前受金」）は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、50,216千円であります。

	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	747,167	1,315,894
契約負債	50,216	75,385

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 115円47銭

1 株当たり当期純損失 △112円60銭

(注)2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2025年2月4日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2025年3月26日開催の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体质の健全化を図り、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の実現を目指すことを目的として資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものであります。

### 2. 資本金の額の減少の要領

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額 2,278,340千円

(2) 増加するその他資本剰余金の額 2,278,340千円

### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額 4,465,693千円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額 4,465,693千円

### 4. 日程

(1) 取締役会決議日 2025年2月4日

(2) 債権者異議申述公告 2025年2月17日

(3) 債権者異議申述最終期日 2025年3月19日（予定）

(4) 株主総会決議日 2025年3月26日（予定）

(5) 減資の効力発生日 2025年3月27日（予定）

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報に関しては表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	5,894,445	流 動 負 債	1,334,872
現 金 及 び 預 金	4,422,432	短 期 借 入 金	249,300
売 掛 金	1,234,974	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,900
仕 掛 品	13,351	未 払 金	917,087
前 払 費 用	81,221	未 払 費 用	9,671
未 収 消 費 税 等	141,518	未 払 法 人 税 等	45,982
そ の 他	945	前 受 金	75,385
固 定 資 產	819,033	預 金	30,490
無 形 固 定 資 產	39,399	そ の 他	54
の れ ん	39,399	固 定 負 債	1,315,955
投 資 そ の 他 の 資 產	779,633	長 期 借 入 金	1,315,955
関 係 会 社 株 式	775,594	負 債 合 計	2,650,827
差 入 保 証 金	4,028	(純 資 產 の 部)	
出 資 金	10	株 主 資 本	4,062,490
		資 本 金	2,298,340
		資 本 剰 余 金	6,229,844
		資 本 準 備 金	5,659,087
		そ の 他 資 本 剰 余 金	570,756
		利 益 剰 余 金	△4,465,693
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,465,693
		繰 越 利 益 剰 余 金	△4,465,693
		新 株 予 約 権	160
		純 資 產 合 計	4,062,650
資 產 合 計	6,713,478	負 債 ・ 純 資 產 合 計	6,713,478

# 損益計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,057,288
売 上 原 価	330,110
売 上 総 利 益	5,727,177
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,995,439
営 業 損 失	2,268,261
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	252
商 品 処 分 益	1,471
そ の 他	515
	2,238
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	37,557
上 場 関 連 費 用	48,388
商 品 資 材 処 分 損	2,878
遅 延 損 害 金	1,629
そ の 他	605
	91,059
経 常 損 失	2,357,082
特 別 損 失	
減 損 損 失	279,452
税 引 前 当 期 純 損 失	2,636,534
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,210
当 期 純 損 失	2,637,744

## 株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	3,460,747	570,756	4,031,504
当期変動額				
新株の発行	2,198,340	2,198,340	—	2,198,340
当期純損失				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	2,198,340	2,198,340	—	2,198,340
当期末残高	2,298,340	5,659,087	570,756	6,229,844

(単位：千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		株主資本合計				
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	△1,827,949	△1,827,949	2,303,554	160	2,303,714		
当期変動額							
新株の発行			4,396,680		4,396,680		
当期純損失	△2,637,744	△2,637,744	△2,637,744		△2,637,744		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	△2,637,744	△2,637,744	1,758,935	—	1,758,935		
当期末残高	△4,465,693	△4,465,693	4,062,490	160	4,062,650		

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・出資金

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 市 倉 品 ..... 個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産（リース資産を除く） … 定額法

のれんの償却期間 8年

#### 3. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績がなく、一般債権について貸倒引当金を計上しておりません。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) SaaS型ソフトウェア利用サービスの提供による収益

当社では、「AI GIJIROKU」等のツールの提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは契約期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

##### (2) AIの活用に関するコンサルティング、PoCサービスの提供による収益

当社では、AIの活用に関するコンサルティング、PoCサービスの提供を行うことを履行義務として識別しております。これらのサービスは役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

### 会計上の見積りに関する注記

#### 1. のれん

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 39,399千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

企業結合により計上したのれんは、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。また、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

減損の兆候の判断には当社の取引役会等で承認された事業計画の達成状況等が用いられ、当該事業計画には売上高、営業損益等の見込みに関する仮定が含まれております。事業計画は、将来の経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類においてのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 775,594千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上されている関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の評価は、発行会社の財政状態または超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込みがあると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。株式の取得価額は、関係会社の事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローの割引現在価値等に基づいて算定された株式価値を踏まえ評価しております。また、発行会社の財政状態または超過収益力を反映した実質価額は、関係会社の事業計画に基づき判断しており、当該事業計画の策定には、将来の売上高成長率の予測、その基礎となる人員計画及び人件費の増加予測といった利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度において減損処理を行う可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 807 千円

短期金銭債務 20,000 //

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項  
該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 總延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰越欠損金	2,302,091 千円
未払事業税	15,034 //
減価償却超過額	5,250 //
繰延資産償却超過額	1,163 //
資産調整勘定	101,861 //
一括償却資産損金算入限度超過額	782 //
繰延税金資産小計	2,425,021 千円
評価性引当額	△2,425,021 //
繰延税金資産合計	— 千円

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人工知能（AI）事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)	
AX Products&Trading事業	5,331,550
AX Research&Solutions事業	725,737
顧客との契約から生じる収益	6,057,288
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,057,288

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上の「売掛金」になります。契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識するAX Products&Trading事業に係る契約について、契約締結日等における請求に基づき顧客から受領した対価のうち、既に収益として認識した額を上回る部分であります。サービスの提供に伴つて履行義務は充足され、契約負債（貸借対照表上の「前受金」）は収益へと振替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、50,216千円であります。

	期首残高（千円）	期末残高（千円）
顧客との契約から生じた債権	747,167	1,234,974
契約負債	50,216	75,385

**1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額 117円09銭

1株当たり当期純損失 △110円24銭

(注) 当社は2024年7月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

## 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2025年2月4日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2025年3月26日開催の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図り、今後の柔軟かつ機動的な資本政策の実現を目指すことを目的として資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものであります。

### 2. 資本金の額の減少の要領

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額 2,278,340千円

(2) 増加するその他資本剰余金の額 2,278,340千円

### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額 4,465,693千円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額 4,465,693千円

### 4. 日程

- (1) 取締役会決議日 2025年2月4日
- (2) 債権者異議申述公告 2025年2月17日
- (3) 債権者異議申述最終期日 2025年3月19日（予定）
- (4) 株主総会決議日 2025年3月26日（予定）
- (5) 減資の効力発生日 2025年3月27日（予定）

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報に関しては表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社オルツ  
取締役会 御中

監査法人シドー  
横浜事務所

指定社員 公認会計士 藤田和重  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有光洋介  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オルツの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月4日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2025年3月26日開催の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社オルツ  
取締役会 御中

監査法人シドー  
横浜事務所

指定社員 公認会計士 藤田和重  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有光洋介  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オルツの2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月4日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2025年3月26日開催の定時株主総会に付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月22日

株式会社オルツ 監査役会

常勤監査役 中野誠二 印

社外監査役 福島泰三 印

社外監査役 藤井雅樹 印

以上

## 定時株主総会会場ご案内図



### 会場

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
Room H

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

### 交通

南北線「六本木一丁目駅」 .....直結  
日比谷線・大江戸線「六本木駅」 .....徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。